

平成 19 年 2 月 7 日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員
経営企画・経理本部長 兼
人事総務・法務知財本部長 阿 部 康 二
(TEL . 03 - 5259 - 3564)

米モトローラ社からの当社子会社に対する違約金請求訴訟の和解について

株式会社ACCESS（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：荒川 亨）の子会社であるACCESS Systems Americas, Inc.（本社：Sunnyvale, CA、代表者：CEO Jeanne Seely、以下、ASA）は、このたび、Motorola, Inc.（本社：Schaumburg, IL、代表者：CEO Ed Zander、以下、モトローラ）と係争中であった違約金請求訴訟について、同社と和解することに合意致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

(1) 概要

当社子会社である ASA は、モトローラと係争中であった違約金請求訴訟につき、裁判費用等を勘案し、モトローラの主張を受け入れることなく、同社と和解致しました。

(2) 訴訟提起に至った経緯及びその内容

旧パームソース・インク（現 ASA、以下、パームソース・インク）は、平成 17 年の当初から他社による買収を模索し、財務アドバイザーや外部弁護士事務所の協力を得て、モトローラおよび当社を含む複数の企業と買収交渉を行っていました。

この過程において、平成 17 年 9 月 7 日にモトローラが最も高い買収金額を提示したとして、モトローラは、モトローラとパームソース・インクとの間で買収契約が成立したと主張していました。しかし、モトローラとパームソース・インクとの間に正式の買収契約は存在せず、パームソース・インク取締役会は、当社による買収を支持する旨を決議し、パームソース・インクと当社は、平成 17 年 9 月 8 日に買収契約に署名を行ったものです。その後、平成 17 年 11 月 14 日のパームソース・インク株主総会において、当社によるパームソース・インク買収議案が承認され、パームソース・インクは、当社の完全子会社となっております。

これに対して、モトローラは、パームソース・インクによる買収契約の違反があったとして、平成 17 年 10 月 3 日付けにて、パームソース・インクを相手に損害賠償を求めてデラウェア州裁判所に訴訟を提起しておりました。

これにより、当該訴訟でパームソース・インクが敗訴した場合、約 10 億円の支出を余儀なくされる可能性が存在していました。

(3) 業績に与える影響

和解の詳細につきましては、和解契約に基づき公表を控えさせていただきますが、本件が当社業績に与える影響は軽微です。

以上